

## 山形市障がい者差別解消支援地域協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項及び山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成29年市条例第2号（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき設置する、山形市障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 条例第8条の規定による計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する情報交換
- (3) 障がいを理由とする差別を解消するための周知、啓発活動等
- (4) その他障がいを理由とする差別の解消の推進に関すること。

(組織等)

第3条 協議会に委員を置き、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 別表に掲げる機関等に属する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他必要と認める者

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ開催する。

2 会議は、会長が招集し、会長は、その座長となる。

3 次条第2項に規定する事務局員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局を山形市福祉推進部障がい福祉課（以下「障がい福祉課」という。）に置き、会務を処理する。

2 協議会の事務局に事務局員を置き、障がい福祉課の職員をもって充てる。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員及び委員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(山形市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱の廃止)

2 山形市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱（平成28年8月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	分 野	機 関 名
1	当事者・家族	山形市身体障害者福祉協会
2	当事者・家族	山形市手をつなぐ育成会
3	当事者・家族	山形県精神障がい者団体連合会
4	当事者・家族	山形市視覚障害者福祉協会
5	当事者・家族	山形県聴覚障害者協会山形支部
6	当事者・家族	山形県難病等団体連絡協議会
7	教育関係	山形県特別支援学校長会
8	教育関係	山形市中学校長会
9	福祉等（地域福祉）	山形市民生委員児童委員連合会
10	福祉等（地域福祉）	山形市社会福祉協議会
11	福祉等（地域福祉）	山形市地区社会福祉協議会会長連絡協議会
12	福祉等	相談支援センター（山形市委託相談支援事業所）
13	福祉等	地域活動支援センター
14	就労支援	村山障害者就業・生活支援センター
15	医療・保健	山形市医師会
16	事業者（雇用関係）	山形市商工会議所（雇用関係）
17	事業者（商業関係）	山形市商工会議所（商業関係）
18	事業者（交通関係）	山形地区ハイヤー協議会
19	事業者（不動産関係）	山形県宅地建物取引業協会
20	法曹関係	山形県弁護士会
21	地域自治組織	山形市自治推進委員長連絡協議会
22	国の機関（就労）	山形労働局
23	国の機関（雇用）	山形公共職業安定所
24	国の機関（人権）	山形法務局
25	市の機関	山形市教育委員会学校教育課
26	市の機関	山形市健康医療部母子保健課
27	市の機関	山形市福祉推進部